

答 申

諮問第71号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年11月17日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年12月2日付け海建総第318号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年1月4日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「作成又は取得していないため」保有しないのではなく、作為的に隠したものであり、実施機関の行った非開示決定を取り消し、開示すべきことを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 和歌山県は文書を毀棄又は隠蔽し、平成13年3月23日

る。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

実施機関では、本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件開示請求を受理した後、異議申立人に本件開示請求内容を確認したところ、異議申立人からの回答は、「毀棄又は隠匿された文書以外の書類を要求しているので、海建第7110号起案文書をそのまま提示したら、隠していたことを認めることになる。毀棄又は隠匿していないのであれば、作成していないとの回答でいいです。」とのことであった。その際の対応については記録をとり、公文書として残している。毀棄又は隠匿した事実はなく、毀棄又は隠匿された文書以外の海建第7110号起案文書残存分は、「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行い、平成23年12月2日付け海建総第318号で異議申立人に通知した。

実施機関においては、本件対象公文書の特定に当たっては確認作業を入念に行ったが、異議申立人が存在を主張する「平成13年3月23日付和歌山市上三毛字東山田周辺公図訂正に関する周辺地権者同意書のない地権者の理由書及び関連文書」を毀棄又は隠匿した事実がない。よって、本来であれば、毀棄又は隠匿された文書以外の文書といえ、現存する海建第7110号起案文書そのものになるが、事前の異議申立人との確認で、「海建第7110号起案文書をそのまま提示したら、隠していたことを認めることになる。」ということであったので、あえて海建第7110号起案文書の部分開示決定を行わず、開示請求者の意に沿った特定を行い、非開示決定を行ったものである。

2 海建第7110号起案文書について

現在、海草振興局建設部において保有する海建第7110号起案文書は、公図訂正作業の中で、当時里水路及び県道を管理していた海草振興局建設部管理課が、公図訂正に同意するために作成した起案文書である。

なお、異議申立人は、すでに海建第7110号起案文書の写しを所有しているところであるが、現存する海建第7110号起案文書と自分の求める海建第7110号起案文書とは異なる旨主張し、本諮問内容と同内容あるいは関連する開示請求を繰り返している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関によれば、異議申立人が海草振興局建設部に平成23年11月22日来庁した際、開示請求のあった本件開示請求以外の請求も含め補正として確認を行った。本件補正として確認した内容は、「毀棄又は隠匿された文書以外の書類を要求しているので、海建第7110号起案文書をそのまま提示したら、隠していたことを認めることになる。毀棄又は隠匿していないのであれば、作成していないとの回答でいいです。」とのことであったため、毀棄又は隠匿した事実はなく、毀棄又は隠匿された文書以外の海建第7110号起案文

書残存分は、「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行ったものである。

ところで、平成20年11月26日海草振興局建設部において、異議申立人が見た文書が間違いなくあったと主張する海建第7110号起案文書に関しては、諮問第60号及び諮問第62号における答申から、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類は添付されていなかったと見るのが相当であると判示されているとおり、「作成又は取得していない」との実施機関の説明は、特段不合理でも、不自然なことでもない。

よって実施機関が、「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

なお、実施機関の主張からも、異議申立人は海建第7110号起案文書に関する公文書の写しはすでに所有しており、これについて、改めて開示請求を受けたいという合理的で、特段の事情も見受けられないことは、明白である。

3 その他

本件開示請求に対して実施機関の行った特定も首肯できるものであるが、情報公開制度は、県民等の請求に応じて、実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。補正に関しては、より正確な公文書の特定を行えるよう、書面により慎重に行うべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年2月6日	○諮問（実施機関）
平成24年2月24日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年4月26日	○審議
平成25年5月24日	○実施機関からの説明資料を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成27年6月3日	○審議
平成27年6月18日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年7月1日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年7月28日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成27年8月26日	○審議
平成27年9月10日	○審議
平成27年9月30日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成23年11月17日	平成13年3月23日付和歌山市上三毛字東山田周辺公図訂正に関する周辺地権者同意書のない地権者の理由書及び関連文書が平成20年11月26日以来毀棄又は隠匿された。 毀棄又は隠匿された文書以外の第7110号文書残存分全部開示。